

IT 利活用促進事業費補助金 実施要領

(通則)

第1条 この要領は、IT 利活用促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、事業の実施において必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 以下に掲げる経費については補助対象経費から除外する。

- (1) 補助対象事業の実施に伴い発生する土地・建物の購入及び借上等にかかる経費並びに、土木・建築等設備工事が発生する際の経費
 - (2) 消耗品、広告宣伝にかかる費用等において、既存事業部門との区分不可能な共通経費
 - (3) 食糧費、接待費等の個人消費的経費
 - (4) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合も含む。）の経費
- 2 補助対象者が企業グループの場合、企業グループを構成する全ての企業にかかる、前項第4号に掲げる経費を除外するほか、企業グループの構成企業から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合も含む。）の経費も補助対象経費から除外する。
- 3 他の企業との一部事業の協業化等を行うにあたり、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に定める事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会を設立する場合、その設立に関する経費については補助対象経費から除外する。
- 4 前3項の規定のほか、消費税及び地方消費税相当分については補助対象経費から除外する。

(補助対象者)

第3条 要綱第6条に定める補助対象者が、要綱第4条に掲げる事業を行おうとするときは、当該企業、当該企業グループの各構成企業及び市内中小 IT 企業者が、次の各号のいずれも満たすものとする。

- (1) 市内で引き続き1年以上同一事業を営んでいること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同条を準用する場合を含む。)の規定による、札幌市における一般競争入札等の参加制限を受けていないこと。

(補助金交付決定額)

第4条 補助金の交付額に円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(審査委員会による補助対象事業の決定)

第5条 補助対象事業の採択に当たっては、公募後、要綱第20条第1項に定める委員会に付議し、実施方法の実現性及び有効性、事業の継続性及び事業がもたらす効果や付加価値、業界及び社会への貢献度等を勘案し補助対象事業を決定するものとする。

(委任)

第6条 この要領の実施に関し必要な事項は、事業本部長が定める。

附則

この要領は平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この要領は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。